

## 総会（第1回）議事録

1 開催日時 令和8年4月24日（金）14時00分～16時10分（議案審議）

2 開催場所 市役所第8会議室

3 出席委員（37名）

○農業委員（18名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美

5番 田川 康浩 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫 9番 川副 博司

10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 12番 開田 陽子 13番 渡邊 和秋

14番 富岡 勝真 16番 山田 武人 17番 岩崎 義秀 18番 児玉 賢治

19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（19名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 4番 小川 國治

5番 笠寺 幸雄 6番 富浦 春男 7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦

9番 山浦 弘之 10番 山上 傳 11番 井本 忠之 12番 井川 春彦

13番 久保 和幸 14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則

17番 山本 治義 18番 小川 良一 19番 山口 周次

4 欠席委員（1名）

○農業委員（1名）

6番 渡邊 重徳

○農地利用最適化推進委員（0名）

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件

報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件

第4号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件

報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件

第5号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等

6 理事者 農林水産振興課課長 櫻田 俊紀

農林水産振興課農地政策グループ係長 里脇 恵

農林水産振興課農地保全グループ係長 谷山 嘉隆

農業経営支援課課長 宝蔵寺 和彦

農林水産整備課長 山本 雅喜

7 事務局 局長 前田 哲弘

係長 中村 哲也、一瀬 芙美香

職員 梶原 良太、高柳 佳祐、後田 菜那

## 1 開会

### ○事務局

ただいまから「令和8年度第1回農業委員会定例総会」を開会いたします。  
それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

## 2 会長挨拶

### ○会長

<会長挨拶>

## 3 令和8年度農林関係予算の概要について

### ○事務局

ここで、審議に入ります前に、4月1日付けで農林水産関係職員の人事異動がっておりますので、ご紹介をしたいと思います。

<農林水産部職員挨拶>

### ○事務局

ご挨拶いただいた皆様、ありがとうございました。本年度もよろしくお願ひいたします。  
ここで、公務のため係長職の職員は退室されます。

<農林水産部係長 退室>

### ○事務局

続きまして、令和8年度農林関連予算の概要について、農林水産振興課長からご説明をお願いいたします。

### ○農林水産振興課長

<令和8年度農林部農業関連予算概要の説明>

### ○事務局

ご説明ありがとうございました。

時間の都合上、ただ今説明された内容にご質問等がある場合は、個別にお願いしたいと思います。

ここで、農林水産部の皆様は退出されます。ありがとうございました。

<農林水産部課長 退室>

## 4 事務局異動職員の紹介

### ○事務局

続きまして、4月の人事異動では、事務局の職員にも異動があり、局内の職員の担当業務について一部変更があります。

<事務局体制の紹介>

## 5 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、6番渡邊重徳農業委員から欠席の届けがあります。

## 6 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、7番一瀬晃農業委員、12番開田陽子農業委員にお願いします。

## 7 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目田、面積952㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、4ページの3条許可申請1番と関連があります。

2番大村、木場1丁目の農地、地目畑、面積271㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、5ページの5条許可申請1番と関連があります。

3番福重、皆同町の農地、地目田、合計面積1,716㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、4ページの3条許可申請4番と関連があります。

以上です。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、西部町の農地、地目畑、合計面積1,555㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、9ページの促進計画1番及び2番と関連があります。

2番三浦、西部町の農地、地目畑、面積708㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、9ページの促進計画2番と関連があります。

3番三浦、今村町の農地、地目田、面積952㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、4ページの3条許可申請1番と関連があります。

4番福重、寿古町の農地、地目畑及び田、合計面積9,924㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、12ページから13ページの促進計画19番から23番と関連があります。

5番福重、皆同町の農地、地目田、面積1,634㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、4ページの3条許可申請4番と関連があります。

6番福重、皆同町の農地、地目田、面積82㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、4ページの3条許可申請4番と関連があります。

以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、4ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目田、面積952㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、新規就農のため、農地を売買によって取得するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

それでは、補足説明いたします。

この場所は、昨年12月に申請がございまして、資材置場と駐車場との申請があった所のすぐ上の土地であります。その時の譲渡人の3枚の水田があるわけですが、1番上が残った土地で。

新規就農と書いてありますが、12月にありました資材置場の社長であります。その方が農業をされるということで。

水田にミカンを植えられるようですね。水田にミカンは向かないと思うんですけど、排水をすれば良いんじゃないかと思ってます。

そういうことで、新規就農でその社長がされるということで。されない時は、私が注意しますので。

ご審議を、よろしく申し上げます。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦は許可することとします。

次に、2番三浦を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番三浦、今村町の農地、地目畑、面積2,173㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、自社製品に使用する柚子を栽培するため、解除条件付により賃貸借権を設定するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

賃借人は、地元でも優良企業でありますし。ここは、賃借人が商品の原料となる柚子を栽培するというので、計画されております。

私は毎日のごとく、その圃場は通るんですよね。気を付けて見たいと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

2番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

ただの賃貸ですか。新規就農でも何でもなくて。

○事務局

議案書に書いておりますけれども、解除条件付きの賃貸借ということになります。

○議長

説明をしてもらって良いですか。解除条件付きの。

○事務局

法人が農地を購入するとかっていうことになれば、農地所有適格化法人という風になるんですけども。今回は、一般法人になりまして、一般法人は農地を取得することはできませんけれども、借りることはできます。ただし、農地を適切に利用しない場合のために、解除条件付きということで、契約を交わして、それで認めるというような形になっております。

○議長

それでは、他に皆様、質問、ご意見ありませんか。

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番三浦は許可することとします。

次に、3番大村を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、水計町の農地、地目畑、面積1,508㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、新規就農のため、農地を売買によって取得するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

新規就農という名目になってますけども。

大村に中古住宅を買って、そこに農地があるという状況で。その農地を、新規就農というか、ハーブとか何とか栽培をするということです。

前の持ち主が亡くなって。甥御さんが引き継いだんですが、管理をしきれないということで、今度の譲受人に売るということで。

現地を見てきましたけども、以前から農地として活用してる土地じゃなくて。草刈だけをしてるという所で。隣接する農地はありませんので、特に、こっちの方も問題はないと見て参りました。

ご審議、よろしくお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番大村は許可することとします。

次に、4番福重を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、皆同町の農地、地目田、合計面積1,716㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここについては、4月の21日に、地区委員で現地を確認させてもらっております。

この譲受人は、精力的に規模拡大を図って、水稻栽培に取り組んでおられる方でございます。

そういうことで、何ら問題ないという地区委員の判断でございます。  
そういうことで確認して参りましたので、以上でございます。

○議長

4番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

最初の写真の田んぼは分かるんですけど。次の写真、これは。

○議長

残地ですね。

多分、「そこまで込みで買ってください」ってことだと思います。新幹線で分断されてるんですよ。

○委員

新幹線の反対側ってことですか、これ。

○議長

そうです。残地。

他に何か、皆様からご意見、ご質問ありませんか。

○委員

線路の反対側にあるっていうこと。

これ、下は通って行かないのか。

○福重地区委員

通れます。通れるように、JRが道を作ってくれています。

○委員

そしたら良いけど。

通られなかったら、ぐるっと回らないとだから。

○議長

他に何か、ご意見、ご質問ありませんか。

それでは、お諮りします。

4番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番福重は許可することとします。

次に、5ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、木場1丁目の農地、地目畑、面積271㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、贈与によるものです。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.10mから0.35m、盛土なし。雨水排水は、北東側の道路へ雨水管を埋設し、さらに北東側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

只今、事務局から説明ありました、そのとおりでございます。

申請地は、建築可能な道路に面しており、雨水排水は道路の側溝に、汚水排水は公共下水道に接続しています。

隣接する農地はありません。

隣接する宅地には、建築ブロックが設けられて、問題点はないと思います。

皆様のご審議をお願いいたします。

○議長

1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。  
続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、三城町の農地、地目畑、合計面積187㎡。併用地として購入予定の宅地を含む全体面積は798.41㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が中古の自己専用住宅を購入してリフォームし、駐車場及び家庭菜園を整備する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

ここは、説明があったとおりなんですけど。

図面で見ると、住宅の脇に畑があります。畑と言っても、今、休耕地でありまして、実際のところ木が生い茂っております。そこを住宅の一部として利用するというので書いてありますので、問題はないと思います。

周りにも、畑は全くありません。

皆様のご審議をお願いします。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、古賀島町の農地、地目畑、面積499㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.05mから0.50m、擁壁を設けるとしていません。雨水排水は、北西側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、東側から南側にあります。なお、西側は毎月15日付で5条転用許可を受けており、宅地となる予定です。近隣農地への日照等については、建物の高さを7m程度に加減するとしています。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区農業委員

写真の方を見いていただいたら、赤枠で囲んである申請地の奥にハウスが見えるんですが。先月申請が上がった農地転用で、このハウスの1棟分までが農地転用にかかっています。それで、地図の方の農地転用済みという風なことになっています。

ただ、残りのハウスがあるので、先ほど言った高さ制限をかけてもらうということで、対策がある程度できるのかなと思われます。

ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

3番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とします。

続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、植松3丁目の農地、地目畑、面積430㎡。併用地として購入予定の宅地を含む全体面積は757.25㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.48mから0.90m、盛土規制法による許可申請が提出済である事を確認済です。擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、北西側の既存雨水枡を經由してさらに北西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、北東側及び南東側にありますが、南東側の畑は5番西大村で宅地に転用される予定です。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

今、説明がありましたように、これは、4番、5番と隣接しております。

先日、現場を見に行きまして。

隣に畑はありますが、実際畑としてできてるかどうか、ちょっと不思議なような畑でしたけど。これを除いて、周りにはもう全部宅地ですので、特別問題はないと見て参りました。

審議の方、よろしく願いいたします。

○議長

4番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、植松3丁目の農地、地目畑、面積9,41㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が自宅の敷地の一部として使用する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南西側の宅地を經由してさらに南西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、自宅敷地のため発生しません。隣接する農地は、北西側にありますが、4番西大村で宅地に転用される予定です。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

これは、先ほどの4番の続きの土地で、譲受人の家の隣になります。

特別問題はないかと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長

5番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番西大村、諏訪3丁目の農地、地目畑、面積2,286㎡。併用地として購入予定の公衆用道路及び里道を含む全体面積は2,356.43㎡。申請者は、記載のとおりです。譲

受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地9区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.01mから0.45m、擁壁を設けるとしていません。雨水排水は、南西側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道へ接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先日20日に、地区の委員で現地を確認に行ってきました。

今、柿の木がほとんど植っているような状態で。

説明でありましたように、周りにはもう宅地に囲まれて。一部雑種地がありますけど、ほとんど農地がないような状態で。特に問題がないだろうということで、確認をしてきました。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

○議長

6番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とします。

続いて、7番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番西大村の説明に入る前に、訂正をお願いします。造成計画で「盛土0m」としていましたが、事務局で現地を確認した結果、被害防除計画書の差し替えがありましたので、正しくは「盛土0m～0.20m」です。タブレットの議案及び被害防除計画書は修正・差替済みです。

7番西大村、上諏訪町の農地、地目田、現況 畑、面積734㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.20m。境界にコンクリートブロックを設置するとしています。雨水排水は、北側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道へ接続するとしています。隣接する農地は、南側及び北東側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

ここは、20日に地区の委員で確認に行きましたけど。

北側が道路、東西に宅地と雑種地がありまして。南側に畑がありますけど、先ほどありましたように、畑の方に流れ込みが心配になるということで、事務局から業者に頼んで、盛土を20cmするように計画をされたということで聞いております。

他は、得別ないだろうということで、確認をしてきました。

皆さん、ご審議をお願いします。

○議長

7番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番西大村は、許可相当とします。

続いて、8番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番萱瀬、原町の農地、地目畑、面積220㎡。併用地として購入予定の宅地を含む全体面積は773.15㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証

を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が特定建築条件付売買予定地1区画及び分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.20mから0.40m。雨水排水は、南西側の用悪水路へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北側から東側にあります。近隣農地への日照等については、建物の高さを6m程度に加減するとしています。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

今、事務局からあったとおりでございますけど。昨日、委員でこの場所を見に行きました。

この申請地の所の隣に、元々は宅地があったんですよ。2年ほど前に撤去されて、更地になっておりますけど。

そして、今言われたとおりに北側と東側に田んぼがあるんですけど。ここの田んぼは、最近3～4年位は、現実には作ってないんですよ。田としての利用じゃなくて、畑として利用してるみたいですね。何でかと言いますと、ちょうど水路が、1番最終的な水路の末端になるわけですよ。だから意外と、田としては利用されていないようでございます。

ここは、周りは田園ばかりで、隣に1軒地主さんの家があるんですけど。

元々家があった所ですから、田んぼはありますけど、平屋であり、そんなには支障はきたさないと、委員は見てきました。

以上でございます。皆様方のご判断を、よろしくをお願いします。

○議長

8番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番萱瀬は、許可相当とします。  
続いて、9番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、黒丸町の農地、地目畑、面積426㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土なし、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、浸透枡を設置。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

この案件につきまして、竹松地区農業委員、現地を確認して参りました。

写真を見てもお分かりだと思いますが、奥の方に、もう既に転用をされているという所がございます。現在、この周りには隣接する農地はございません。

また、排水等々につきまして、既に奥に家がございまして、その通路を利用する計画となっておりますので、何ら問題はないのではないかということで、見て参りました。

○議長

9番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
9番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。  
続いて、10番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、竹松町の農地、地目田、面積307㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.53m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、南東側の道路側溝を経由して北側の水路へ放流。地元水利組合長から同意書が提出されています。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、ありません。近隣農地への日照等については、建物の高さを7m程度に加減するとしてあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局から説明があったとおりですけれど。

これはもう、見たとおり三角形で。水路の用水路が入ってますけど、それは残るということで。

ここが宅地化されても、何ら問題はないかと思って見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長

10番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

10番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番竹松は、許可相当とします。

続いて、11番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番竹松、鬼橋町の農地、地目畑及び宅地、合計面積866.11㎡。併用地として借用予定の宅地、山林及び廃止予定の水路を含む全体面積は1,711.62㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、賃貸借権の設定です。

本件は、賃借人が保育園を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.68m、盛土最高0.239m、盛土規制法による許可申請が提出済である事を確認済です。擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、北側及び南側の水路へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。地元水利組合長から同意書が提出されています。隣接する農地は、東側及び南側にあります。

資金については、預金残高証明書、融資証明書及び補助金交付決定通知書を確認しています。

○議長

それでは、11番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局が説明したとおりでございますけども。

ここは、農地は柿の木が植わってるんですけど。その横は山林化して、大きな木が植わっております。ほとんど隣地という感じでございますが。ここを開発して、保育園を建てるということでございます。

水路につきましても、中に1本、もう全然使用してない、跡もないような水路があるんですけども。それはもう廃止ということで、水利組合長の許可を得ております。

それと、雨水についても、用水路の方に流す。これも合わせて水利組合長から許可をもらってるようでございます。

農地は南東側にあるんですけども、ほとんど耕作した跡とかないような、保全管理してるだけの農地のような感じでございます。

何ら支障はないかと思えます。ご審議をお願いします。

○議長

11番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

11番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、11番竹松は、許可相当とします。

続いて、12番竹松を議題とします。ここで、お諮りします。12番竹松は、8ページの第3号議案1番竹松と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、12番竹松、第3号議案1番竹松は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、8ページからご説明します。

第3号議案1番竹松、小路口町の農地、地目畑、合計面積3,362㎡。申請者は記載のとおりです。

本件は、申請者が令和8年3月25日付けの転用許可を受け、分譲宅地11区画を造成する計画でしたが、再検討の結果、開発対象地に12番竹松の農地を追加し、開発公園の一部とするため面積が増加したことによる計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

7ページをお願いします。12番竹松、小路口町の農地、地目畑、面積26㎡。第3号議案1番竹松の許可済地及び併用地を含む全体面積は3,408.42㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本計画の土地造成は、開発行為変更許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の0.5mを超える盛土となりますが、みなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.15m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、北側及び西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、12番及び第3号議案1番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局が説明されましたとおりです。

先月、3月に申請され許可を得た農地がほとんどでございましたが。その中で、一部、道端の三角の農地が残地で残っております。これが、今回申請に上がってる分でございますが。

中には、里道と青線と入っておりますけれども、これにつきましては、青線はもう廃止ということで。実際、もう跡形もなく青線はないんですけども。里道も廃止ということで。合わせて、これは公園になりますので。市の管理下になります。問題ないかと考えております。

雨水につきましても、道路の側溝に流れるということでございまして、何も問題ないと思います。

農地も周辺にありませんので、問題なしということで。

ご審議お願いいたします。

○議長

12番竹松及び第3号議案1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

12番竹松及び第3号議案1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、12番竹松は許可相当とし、第3号議案1番竹松は、承認相当とします。

続いて、13番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

13番竹松、大川田町の農地、地目畑、面積104㎡。契約は、売買です。

本件は、譲受人が自己が経営する介護施設利用者のための駐車場4台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.30m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、東側の水路へ放流。汚水生活雑排水は、駐車場のため発生しません。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、13番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局の方から説明があったとおりでございます。

ご覧のとおり、周りは宅地に囲まれておりまして。左側が施設でございます。その駐車場として利用するというところでございます。

雨水排水につきましても、ここの引き込み、既存道路の側溝の方に自然流下ということでございます。

農地も隣接しておりませんので、特に問題はないのではないかということで、農業委員・最適化推進委員、現地を見てきております。

○議長

13番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

13番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、13番竹松は、許可相当とします。

続いて、14番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

14番福重、沖田町の農地、地目田、現況 畑、面積139㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が喫茶店を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.20m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、北側の水路へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。地元水利組合長から同意書が提出されています。隣接する農地は、西側及び東側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、14番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

21日に、確認を皆でして参りました。

ここは、使用借人の自宅からすぐ斜め前の場所になりまして。

ここは畑ということで。周りは農地がありますが、問題はないかと、皆で判断をして参りました。

ご審議を、よろしくをお願いします。

○議長

14番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

14番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、14番福重は、許可相当とします。

続いて、15番福重を議題とします。ここで、お諮りします。15番福重は、8ページの第3号議案2番福重と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、15番福重、第3号議案2番福重は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、8ページからご説明します。

第3号議案2番福重、草場町の農地、地目畑、面積1,852mの内707㎡。申請者は記載のとおりです。

本件は、申請者が令和8年1月15日付けの転用許可を受け、周辺事業所等のための月極駐車場19台分を造成する計画でしたが、再検討の結果、農地の一部ではなく一筆全てを使

用し、22台分の造成に変更したことによる計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

7ページをお願いします。15番福重、草場町の農地、地目畑、面積1,852mの内1,145㎡。第3号議案2番福重の許可済地を含む全体面積は1,852㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

被害防除計画では、被害防除計画では、現状のまま利用、緩衝地を設けるとしてあります。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は駐車場のため発生しません。隣接する農地は、北側と西側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、15番及び第3号議案2番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここも、21日に確認をしております。

現地については、今回の申請地の南側が、1月に転用許可が下りた土地でございます。その奥に、今回新たに、申請が上がっております。

周りに農地があるわけですが、緩衝地を設けるとか入っておりますし、駐車場としての利用でございますので、周りに影響を及ぼす恐れはないということで。委員全員で、確認をして参っております。

○議長

15番福重及び第3号議案2番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

15番福重及び第3号議案2番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、15番福重は許可相当とし、第3号議案2番福重は、承認相当とします。

次に、9ページ。第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

本議案は、25件の集積配分計画となります。

時間の都合上、新規配分のみご説明します。

3番三浦。利用権を設定する農地は、日泊町の農地、合計面積4,204㎡。借入申込者は、かんきつを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

4番鈴田。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

10ページ

7番鈴田。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、じゃがいもを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

8番西大村。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

11ページ。

9番萱瀬。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、みかんを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

10番竹松から11番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、人参・かぼちゃ・スイートコーンを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

12番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、玉葱・ブロッコリーを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

13番竹松から12ページ17番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、じゃがいもを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

18番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、ブロッコリーを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

13ページ。

24番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、飼料作物を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

25番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、さつまいもを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

本件の4月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

#### ○議長

それでは、第4号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
第4号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は計画のとおり要請することとします。  
続いて、追加議案の報告第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

タブレットの追加議案の報告第3号をご覧ください。

1番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積499㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、譲受人が、自己住宅木造平屋建てを建築する計画で令和7年11月14日付けで転用許可を得たものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消し願が申請されたものです。

報告しました件については、事務局による現地確認を行うとともに、転用計画の実施見込みがないことが申請者から確認されたため、申請が適当であると判断し、農業委員会会長専決により県あてに進達を行い、記載の日付で取消承認されたことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。  
ここで、10分間休憩します。15時55分に再開します。

休憩 15:45

再開 15:55

○議長

再開します。  
本日の追加議案の「令和8年度最適化活動の目標設定等」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（中村係長）

それでは、令和8年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。タブレットの「追加議案の第5号議案」のデータをご覧ください。

本件は農業委員会等に関する法律第6条で定められた農業委員会の法律法令活動につきまして、農林水産省通知の農業委員会の適正な事務指針に基づき、目標を設定するものです。なお、この総会で承認を頂いたあとに、県に報告し、今月末までに市のホームページにて、公表をするということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、表紙をめぐっていただき、1ページをお願いいたします。ローマ数字の1の農業委員会の状況の、1、農業委員会の現在の体制につきましては、現行の農業委員会の体制を記載をしています。2の農家・農地等の概要につきましては、直近の農林業センサス2020の数字、それから農業委員会事務局と農林水産振興課がまとめた数字を記載しております。

次のページ、2ページをお願いいたします。ローマ数字の2の最適化活動の目標、1、最適化活動の成果目標、(1)の農地の集積になります。①は現状と課題について記載しています。②の目標につきましては、国のガイドラインに基づき設定をすることになっており、県が定めた目標により、今年度の集積面積を設定しています。まず、農地の集積の目標年度と集積率ですが、県がかかげる目標のとおり、令和12年度、82%となります。

今年度の新規集積面積については、昨年と同様、大村市の割り当て分が13.9ヘクタールで、農地面積(C)は現在1,300ヘクタールとなっております。それから、今年度末の集積面積(D)ですが、①にあります、これまでの集積面積(B)の715.8ヘクタールと今年度分の13.9ヘクタールを足しまして、729.7ヘクタールとしております。今年度末の集積率は計算しますと56.1%になります。

続きまして、(2)の遊休農地の解消になります。①は現状と課題について記載しています。②の目標につきましては、これも国のガイドラインに基づき設定することになっており、まず、アの既存遊休農地の解消のうち、aの緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地45.9ヘクタールを5年間で解消していく目標となり、その5分の1の9.2ヘクタールが解消目標面積となります。

次に、bの黄色区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度0.9ヘクタールとしましたが、令和4年度の利用状況調査の結果、解消等へと移行し、0としています。

続きまして、イの新規発生遊休農地の解消につきましては、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地は、国のガイドラインでは1年以内にすべてを解消することとなっておりますので、前年度発生分の45.4ヘクタールを解消する目標にしております。

次のページ・3ページをお願いいたします。(3)の新規参入促進です。①は現状と課題について記載しています。②の目標につきましては、国のガイドラインにより、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積とされています。目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均8.5ヘクタールの1割以上の設定になりますので、0.9ヘクタールとしています。

続きまして、2の最適化活動の活動目標になります。(1)の委員さん1人あたりの最適化活動を行う日数ですが、これは昨年と同様にひと月あたり10日で目標設定しております。

(2)の活動強化月間の設定目標につきましては、これも国のガイドラインに基づき、強化月間を3か月以上設定することになっていきますので、設定回数を3回、8月、10月、2月ということで設定をしております。8月の「遊休農地の解消」につきましては、「遊休農地発生防止及び違反転用早期発見のため農地パトロールを行う」こととして、利用状況調査に合わせて取り組むようにしています。10月の「農地の集積」につきましては、「農業委員会の各種取り組みに合わせて戸別訪問を行い、農地相談カードによる意向把握を行う」こととして、昨年と同様に年金の取り組みに合わせて取り組むようにしています。2月の「遊休農地の解消」につきましては、「利用意向調査時に合わせて、農地所有者へ意向把握を行う」ということになっております。

最後に(3)の新規参入相談会への参加目標につきましては、都道府県や市町村等が実施する新規参入相談会に委員さんが1名以上参加することになっていきます。今回は、7月13日から17日で開催される「令和8年度 夏のオンライン就農相談会」に参加するという目標にしています。

以上で5号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありませんか。

○委員

農地パトロールの時期ですけども。去年は、確か9月に行ったと思いますが。8月になってるんですけど、そこら辺はどうでしょう。

○事務局

利用状況調査につきましては、昨年度は9月から。暑さ対策のために、8月を避けて、9月からということにしておりますので。今回、この目標に関して、8月としておりますが、9月ということに訂正をしたいと思っております。

○議長

一応、期間的に8、9、10月でっていうことに、大体なってる。

○委員

8月の農業委員会で説明をしたものだから。

○議長

この農業委員会の総会で説明を7月とか8月にするので、期間的に8、9、10月となっているんですけど。

○事務局

そうしたら、そのまま8月ということで。回り始めるのは9月でも、そういった説明会とかをしますので、8月ということにさせていただきます。

○議長

タブレット自体は、8月から使えるんですね。状況調査。

○事務局

設定をすれば、使えます。

○議長

じゃあ、もう早くしたい方は、8月。暑いですけど。説明会が終わったら、できるような状態にしておきたいと思います。8、9、10月で。最終的には、10月末で必ず終了するっていうことで。

○委員

今度、改選でしょ。ですから、改選した時には、新しい人に、利用状況調査は、地区別に詳しく説明を。前、私達は郡コミセンでしたと思うんですけども。ですから、また、総会と別にしないとじゃないですかね。どうですかね。

新規の委員さんは、何人おられるか分かりませんが。その辺は、内部でも検討してもらった方が良くないじゃないですかね。

○議長

7月の総会とタブレットの扱い方の説明会ですね。状況調査のやり方もですね。

全員変わらない所が何か所で、今度変わる所が何か所があるので。一応、新人委員さんの研修というのはあるんですね。そのときに。

じゃあ、ちょっと検討します。今、大村を半分に割って、2か所で開催してもいいんじゃないかっていう話もありますので。事務局で検討して、後日、皆様にまたお知らせするようにします。なるべく、研修はするようにします。よろしくお願いします。

他に何か、皆様からご意見、ご質問ありませんか。

ご意見等が他にないようでしたら、本案件は長崎県へ報告するとともに、市ホームページにて公表することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。